

郵政民営化委員会（第56回）議事要旨

日時：平成21年4月22日（水） 15：30～18：00

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会会議室

（委員4名出席）

○ 本日は、新たな委員による初めての委員会であることから、委員紹介、委員長の選出、委員長代理の指名が行われた。その結果、委員長には互選により田中委員が選出され、田中委員長から委員長代理に野村委員が指名された。

○ 次に、議題4として、日本郵政株式会社及び株式会社かんぽ生命保険から、資料2に基づき、株式会社かんぽ生命保険の第三分野商品（がん保険）の限度額規制に関する要望について、説明があった。

これに対し、委員からは

- ・郵便局でのがん保険の販売について、現在アフラック社については既に取り扱われているが、アフラック社以外の他の生命保険会社との間の競争関係はどう考えるのか。

（←「郵便局会社は顧客ニーズに応じて商品を提供することが重要であり、特定の者を排除しているというわけではない。現にがん保険以外では国内の生命保険会社の商品も提供している。」との回答あり。）

- ・今回の政令改正要望は、がん保険だけなのか、それともがん保険以外の第三分野商品も範囲に含めているのか。

（←「当面はがん保険のみである。」との回答あり。）

- ・がん保険は保険商品の中でもかなり特殊なものであって、きちんと説明責任を果たす等、運営態勢をきちっとすることが必要である。このような要望をしている以上、態勢整備もしっかり取り組んでほしい。

（←「これまでも入院特約をやってきて、一定のノウハウや知識が積み上がってきている。また、日本生命との間では、商品開発のみならず、そのような態勢整備についても協力を得ているところであり、今後とも協力しながら態勢整備を進めていきたい。」との回答あり。）

等の発言があった。

○ 次に、議題5として、日本郵政株式会社等から、資料3-1及び資料3-2に基づき、日本郵政株式会社等の平成21年度事業計画の概要等について、説明があった。

これに対し、委員からは

- ・郵便局会社による四輪車を用いた集荷を開始した理由は何か。

（←「旧会社時代と同様、民営化後も顔見知りの郵便局長にゆうパックの集荷を行って欲しいという要望がかなりあったため、それに対して対応したものである。」との回答あり。）

- ・将来の上場をにらんで各社の業績について四半期毎に開示を行う必要があると思うが、それに対してどのような取組をしているのか。

(←「かんぽ生命保険については既に昨年から四半期毎の開示を実施している。その他のグループ会社についても、できるだけ早く四半期毎の開示を実施すべく現在努力しているところである。」との回答あり。)

- ・コンプライアンスに関連して、最近いろいろ問題がある。例えば、第三種郵便の問題とか、簡易保険契約の不払とかがあるが、このようなことについては既に委員会でも注意喚起をしていたところであり、後手に回ることがないようにしてほしい。

(←「簡保の不払問題については、既に起こっていた民間生保の事例も踏まえ、平成19年5月に当時の公社総裁から説明した上で、民営化前から重要課題として、計画的に支払点検を行ってきているところである。ただし、その間にシステム構築等があったために少し時間がかかっているところであり、マスコミ報道では後手に回った印象になってしまったが、指摘を踏まえて適切に行っていきたい。また、第三種郵便の問題については、要件を満たしているかチェックが甘くなっていた側面があり、今後法令遵守を徹底していききたい。」との回答あり。)

- ・新規業務についてある程度の説明があったが、今後よくフォローアップしていきたいと考えているので、今後とも機会をとらえてよく説明してほしい。

(←「基本的に対応していききたい。」との回答あり。)

等の発言があった。

続いて、総務省から、資料4-1及び資料4-2に基づき、日本郵政株式会社等の平成21年度事業計画等に関し、総務大臣の認可について、説明があった。

これに対し、委員からは

- ・かんぽの宿の譲渡に関して、いろいろその譲渡価格について議論があるが、保有を前提とした評価と売却する場合の評価とでは必ずしも同じような価格にはならないと思う。
- ・かんぽの宿が国民共有の財産であることから、これが少しでも高く譲渡されることが国民の期待するところであり、総務省は宿泊事業に対して収支を改善しろというようなことも言っているが、投資したから必ずしも高く売れるというわけではないので、その辺はよく考える必要があるのではないか。

(←「最大限の経営改善をしろということを命じているものではなく、基本的には譲渡に際して必要となる資産価値の向上に必要な一層の収支の改善を図るための経営計画の策定を求めるものである。」との回答あり。)

- ・総務省は、事業計画の認可の際に、どのような基準で、どのように評価をしたのか明確に説明する必要がある。

等の発言があった。

- 次に、議題6及び議題7として、総務省から、資料5及び資料6に基づき、郵便事業株式会社によるゆうパックの残留事故に対する措置及び日本郵政株式会社に対する監督に必要な命令（かんぽの宿

等の譲渡) について、報告があった。

これに対し、委員からは

- ・かんぽの宿等の譲渡に関して、民間におけるM&Aという側面では、日本郵政がとってきたような譲渡手法が一般的である。総務省はそれに対して今回改善命令をしたわけだが、どのような根拠に基づきそのような命令を行ったのか、もう少しその辺をよく説明する必要があるのではないか。

(←「日本郵政の場合は、民間におけるM&Aではなくて、特殊会社が国民共有の財産を処分するというシチュエーションなので、その際には公平性や透明性などのいろいろな面で特別の配慮が必要だという観点から今回改善命令を出しているものである。」との回答あり。)

- ・ゆうパック残留事故については、業務改善命令を受けて、郵便事業会社は、現場から改善要望を聞くなど、改善に取り組んでいるとのことであり、この取組を継続してほしい。

等の発言があった。

○ 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。